

社会福祉法人秋田聖徳会 役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人秋田聖徳会（以下「法人」という。）の役員、評議員及び委員等の報酬及び費用弁償について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 委員等とは、評議員選任・解任委員会の委員、苦情解決第三者委員会の委員、建設検討委員会の委員並びに入札立会人をいう。
- (4) 報酬とは、役員、評議員及び委員等の職務執行の対価として支払われるものである。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費等の経費をいう。

(評議員の報酬等)

第3条 評議員が評議員会に出席したときは、報酬及び費用弁償費を支払う。

(理事の報酬等)

第4条 理事が理事会、評議員会に出席したときは、報酬及び費用弁償費を支払う。

2 会長、副会長及び常務理事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、無報酬とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が次に掲げる法人の業務にあたった場合は、報酬及び費用弁償費を支払う。

- (1) 理事会、評議員会及び監事会（法人監査）に出席したとき。
- (2) 監事会以外の日において、法人及び施設の運営状況の指導または監査の業務にあたったとき。
- (3) 行政等の指導監査に出席したとき。

(委員等の報酬等)

第6条 委員等が次に掲げる法人の業務にあたった場合は、報酬及び費用弁償費を支払う。

- (1) 評議員選任・解任委員が委員会に出席したとき。
- (2) 苦情解決第三者委員が委員会に出席したとき。
- (3) 苦情解決第三者委員が委員会以外の日において、法人及び施設に係る苦情解決対応の業務にあたった場合。
- (4) 建設検討委員が委員会に出席したとき。
- (5) 入札立会人が法人の実施する入札（見積合せを含む。）に出席したとき。

(報酬の額)

第7条 役員、評議員及び委員等の報酬は、別表1のとおりとする。

(費用弁償)

第8条 この規程における費用の弁償は、別表2により交通費として支給する。

2 交通費の実費が、費用弁償費の額を超える場合には、その実費を支給することができる。

(出張旅費)

第9条 役員、評議員及び委員等が法人業務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬総額の決定)

第10条 法人の全理事の報酬総額は、年間50万円以内とする。

2 法人の全監事の報酬総額は、年間30万円以内とする。

3 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第11条 報酬等は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、現金により本人に支給する。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(適用除外)

第12条 施設の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員及び委員等に対しては、報酬及び実費弁償費は支給しない。

(公表)

第13条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるところとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 役員、評議員及び委員等の報酬

区 分	報 酬	備 考
役 員 評 議 員 委 員 等	日額 5, 0 0 0 円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一日に2以上の会議等に出席した場合は、1のみの日額を支給する。 ・ 源泉徴収額を控除して支給する。

別表2 役員、評議員及び委員等の費用弁償費（交通費）

区 分 (片道)	交通費 (往復)
2 km未満	1回につき 3 4 0 円
2 km以上4 km未満	5 2 0 円
4 km以上6 km未満	7 0 0 円
6 km以上8 km未満	8 6 0 円
8 km以上10 km未満	1,0 4 0 円
10 km以上12 km未満	1,2 0 0 円

